

# 信託と遺留分の相克は解けないか

——英米法研究者の思考実験

溜 箭 将 之

1. 2018年判決
2. 「財産権を時間軸によって区切る」発想
3. 「信託はひも付きの贈与である」発想
4. 信託と遺留分の比較法
5. 相克へのアプローチ
6. 結 語

2018年、信託と遺留分との交錯について判示した初めての判決が東京地裁で下された<sup>1)</sup>。本判決を比較法的にみると、それは、大陸法の伝統を継ぐ我が国で、英米由来の信託の根底にある2つの発想を問い直す契機を持っている。その2つの発想とはすなわち、信託の「財産権を時間軸によって区切る」という発想と、「信託はひも付きの贈与である」という発想である<sup>2)</sup>。遺留分は、英米法諸国には基本的に存在しない制度ではあるが、信託と遺留分を併せもつことになった日本がその相克を解くには、改めて英米の信託を支える基本的な発想を正面からとらえ、日本の法学としてどう向き合うか考えることが、迂遠なようで近道だと思われる。

以下では、まず2018年判決を批判的に検討し、同判決のアプローチの抱える問題点を探る(1.)。判決の検討からは、信託の「財産権を時間軸によって区切る」という発想を看過すると、事案の適切な解決が困難になることが浮き彫りになるとともに、「信託はひも付きの贈与である」という発想が次の関門となり得ることが示唆される(2.)。これまでの信託と遺留分に関する学説で

---

1) 東京地判平成30年9月12日金融法務事情2104号78頁。

2) J.E. PENNER, THE LAW OF TRUSTS 13 (4th ed. 2004).

は、これまで大きく信託財産説と信託受益権説が対立してきた。両説は複雑な対立状況にあるが、「財産権を時間軸によって区切る」という発想を踏まえると、究極的な対立点は「信託はひも付きの贈与である」という発想をどうとらえるかという課題に逢着する点で、2018年判決と同じ構造を持っている(3.)。遺留分制度は、遺留分権者に信託のひもの付いていない形で、遺産の民法所定の割合を受け取る権利を与えるべきか、それとも信託のひもの付いた財産の承継を許容する余地をもつのか。この問いは、比較法的にみても容易に解の出ない問題である(4.)。本稿では、信託と遺留分の相克から派生する諸課題について直接の解を導くのではなく、その解決の可能性の広がりを追うことで、信託と遺留分の相克を解く手がかりを模索したい(5.)<sup>3)</sup>。

## 1. 2018年判決

2018年判決で問題となった信託は、委託者Eが自らの保有する全不動産について信託を設定し、自らの生存中は自らを受益者とし、死後は次男Yを受託者、3人の子長男X、次男Y、娘Dを受益者と指定したものである。3人の子全員が死亡した場合には、信託財産はYの子らが均等に取得するものとされた。信託目的は、Eの死後も、その財産を受託者が管理・運用することによって、Y及びその直系血族がE家を継いで財産管理と祭祀を承継することと明示されている。

この信託をあえて英米の物権法の用語を用いて表現してみる。受益権は、E自身に生涯権<sup>4)</sup>、Eが死亡したら長男Xに信託財産の1/6について生涯にわたる収益受益権<sup>5)</sup>、娘Dに信託財産の1/6につき生涯にわたる収益受益権<sup>6)</sup>、次男Yに信託財産の4/6につき生涯にわたる収益受益権および信託財産全体につき生涯にわたる無償使用权<sup>7)</sup>、そしてX・D・Yがそれぞれ死亡したらYの子が残余権として元本受益権を有するものとされた。

3) 角紀代恵「信託と遺留分をめぐって」能見善久他編『信託法制の新時代』51頁(2017)；水野紀子「信託と相続の相克——とくに遺留分を中心に——」東北信託法研究会編『変革期における信託法』125頁(トラスト60・2006)。

4) 生涯権 life estate とは、現在の保有者の生涯にわたって存続する権原で、その場合に権原は、保有者の死とともに前所有者に戻る場合(復帰権 reversion)と、第三者に移る場合(残余権 remainder)がある。JOSEPH WILLIAM SINGER, INTRODUCTION TO PROPERTY 298 (2001)。

東京地裁は、信託の一部を公序良俗に反し無効だとして、信託登記を抹消し遺留分減殺請求を原因とする持分一部移転登記を命じた。無効とされたのは、収益が上がることが想定されない不動産についての部分である<sup>8)</sup>。裁判所は、収益の上がない不動産を信託財産に含めて信託財産の1/6をXに受益させたのは、「外形上、原告に対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えることにより、……遺留分減殺請求を回避する目的であった」として、この部分については遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反し無効だと断じた<sup>9)</sup>。他方で裁判所は、収益の期待される不動産については、信託の効力を維持する判断を下した。

このアプローチを再び英米の物権法の用語に引き直して捉えなおすと、裁判所のロジックは次のようになる。Xの収益受益権が無価値となる部分について

---

5) 信託行為には次のような定めがある。

「カ E 死亡後の受益者につき、次のとおり定める。

(ア) 受益権の取得の順位及び割合

第一順位 原告に受益権割合6分の1

Dに受益権割合6分の1

被告に受益権割合6分の4

第二順位 被告の子供らが均等に取得する。

(イ) 受益権を有する者が死亡した場合には、その者の有する受益権は消滅し、次順位の者が新たな受益権を取得する。

キ 受益者は、信託不動産の売却代金、賃料等、信託不動産より発生する経済的利益を受けることができる。」金融法務事情 83頁。

6) 信託行為は、前注の定めに加え、Dに受益者の意思決定権を与えている。

「カウ) 受益者の意思決定は、信託法105条の規定に関わらず、Dが行うものとする。」

しかし、受託者として第一順位の受益者のために信託財産の処分・運用をしてその経済的利益の分配をするのがYであるため(金融法務事情91頁)、この規定を実質的にみれば、Xの受益者としての意思決定権を排除する効果がある。

7) 無償使用権は、信託行為の受託者に関する定め盛込まれている。

「ウ 受託者は、信託不動産の維持・保全・修繕または改良を、自らの裁量で行う。受託者は、信託不動産の管理事務の全部または一部について第三者に委託することができる。受託者は、信託不動産を無償で使用することができる。」

8) 無効とされたのは、信託のうち、不動産2ないし5、7及び8、11ないし16に関わる部分である。この不動産2ないし5、7及び8は、「E家が代々守ってきた土地であることから、〔受託者Yとしても〕これを売却したり賃貸したりする意思はな」く、「その価値に見合う収益を上げることもできていない」土地だった。ただし、固定資産税評価額は3億5241万5200円である。金融法務事情90-91頁。不動産11ないし16については「ほぼ無価値の土地であり、これを売却することも賃貸して収益を上げることも現実的に不可能」と認定されている。同90頁。

9) 金融法務事情91頁。

では、信託は遺留分を実質的に侵害するので無効だが、Xの収益受益権が価値を持つ部分については無効にする必要はない。そのように捉え直すと、判決の抱える問題点が徐々に明らかになる。

信託受益権は、外形上はXに1/6、Dに1/6、Yに4/6に分配されている。しかしこれは受益権を均質に1:1:4に分配したということではできない。第一に、Yは受益者兼受託者として信託財産を処分運用・維持管理する裁量権を有し、Dは受益者としての意思決定権を有するのに対し、Xはいずれの権限も有していない。第二に、Yは信託不動産からの収益受益権の4/6を有するとともに、信託不動産全体につき無償使用権を有しており、実質的に信託財産に含まれた不動産の利益を実質的に享受できる生涯権者なのに対し、DとXは1/6ずつの収益受益権者に過ぎない。そして第三に、残余権はYの子に与えられ、Xの子が信託財産から利益を受ける可能性は排除されている<sup>10)</sup>。すなわち、遺留分権者Xが信託財産から得られる利益は限られており、信託財産の財産権の1/6にはるかに満たない。Xは、遺産の1/6から生涯にわたる収益しか受け取れず、死後に子孫に財産が残ることは期待できない。これに対しYは、Xに収益さえ分配すれば、生涯にわたり信託財産を処分する権限を有し、全財産に対し無償使用権を有する。そして生涯の間に財産を処分しなければ、すべての財産がYの子がわたる。

## 2. 「財産権を時間軸によって区切る」発想

2018年判決については、3つの問題点を指摘できる。それは、(i)収益受益権をとらえる際に金銭評価できない内容が脱落していること、(ii)残余権が検討の対象から脱落していること、そして(iii)その(i)(ii)の根底に、物権は現在価値に引き直して金銭評価できるという発想が通底すること、である。

順にみてゆこう。(i) 生涯権について。1. で見た通り、Xの生涯権が実質的に極めて限定されていたのは、Yの受託者としての裁量権や無償使用権、Dの受益者としての意思決定権といった、金銭評価しにくい無形の権限が与えら

10) 受託者Yが信託財産を処分すれば、その経済的利益は受益者Xにも分配されるが（前掲注5）の信託行為の定めき、処分しなければ残余権者であるYの子らに渡る以上（同カ(ア)第二順位）、そうした処分がなされるかは受託者Yの自己（ないしE家）犠牲の精神にかかっている。

れていなかったからである。この点が、判決における遺留分の考慮からは脱落している。

では、Xが実質的に信託財産の1/6を享受できるようにするにはどうすればよいか。そのためには、信託財産からの収益と異なり金銭評価できないYやDの権限を、Xにも与える必要がある。具体的には、Yの受託者として信託財産を処分運用・維持管理する裁量権、Dの受益者としての意思決定権をXにも分有させ、第二に、Yの信託不動産全体についての無償使用権も分有させることが考えられる。どうすればこれらの権利をX・D・Yで1:1:4で分有できるかは難問だが、最も近い形として、中立の受託者を任命して公平義務を負わせることが考えられる。

(ii) 残余権について。残余権は、様々な不確定要素によって実現が左右され、金銭評価は難しい。しかし、残余権の所在は受託者の行動を左右し、生涯権者への利益配分に影響を与え得る。残余権が、本件信託のようにYの子に与えられれば、Yは自分の子に全財産を残せるから、あえて信託財産を処分して売却から得られる経済的利益をXに分配はしないであろう。Xが賃料収入の1/6を超えて得られる利益はゼロに近い。もし残余権がXの子に与えられていたならば、Yは速やかに信託財産を処分し残余権をゼロにするだろうが、その代わりXに売却益の1/6が分配されるから、Xの権利はほぼ信託財産の1/6の価値を持つ。もし残余権が、Xの子・Dの子・Yの子に1:1:4で分割されていたら、Yが信託財産を処分してしなくてもYの家系に残るのは4/6であり、Xの生涯権とXのこの残余権を合わせれば全財産の1/6に近づく。あるいは全財産がX、D、Yの死亡後に公益に回されることになっていれば、Yの信託財産の処分は、その公益へのコミットメントによって変わるが、Xの子・Dの子・Yの子の権利の比率はほぼ1:1:4になる。

このように考えれば、残余権の所在は受託者Yの行動を左右する重要性をもつ。ところが、2008年判決の論理によれば、残余権がどのように配分されていても遺留分の算定には影響が及ばない。残余権の価値を金銭的に把握することは難しいからといってこれを遺留分の考慮から除外したのは、問題が大きいだけでなく、遺留権者Xにとって不利な結果となったと言わざるを得ない。ではどうすればよかったか。残余権を金銭評価したいという衝動を抑え、残余権を直接に操作すれば、Xが信託財産の1/6を得られる状況に近づけることは可能だったように思われる。すなわち、Xの子に信託財産の1/6について

残余権を与えるか、Xに信託財産の1/6について受益者指定権（信託法89条）を与えれば、受託者Yの財産処分のインセンティブを中立にすることができる。

(iii) 金銭評価について。すでに(i)(ii)で金銭評価の発想の問題点を指摘した。金銭評価という発想が判決に通底していることは、裁判所による遺留分減殺請求の扱いにも表れている<sup>11)</sup>。判決では、遺留分減殺請求の対象を信託財産ではなく受益権とする立場が示される。そのうえで受益権は、信託財産の収益価格、固定資産税評価額、他の売却不動産との比較を踏まえ、控えめに算定されている。その上で、最終的には信託による受益権の配分がそのまま維持されている<sup>12)</sup>。不動産の価値を将来見込まれる収益価格を現在価値に引き直して積算して評価することは、おそらくこれまでの物権を巡る裁判では一般的なのであろう。しかし、判決における受益権の価値評価は、不動産の価値の評価を経て、収益の現在価値への引き直しへと、収益の把握へとシフトしてゆく。この論理過程は、収益で測れないもの——上記の(i)(ii)——が評価対象から脱落してゆく過程をそのまま反映している。

以上の検討からは、判決の蹉跌が、物権は現在価値に引き直して金銭評価できるという発想にあることが示唆される。問題は、判決における、収益が期待できる財産と収益が期待できない財産の区別とは無関係に存在する。この問題点が英米の物権概念を援用しつつ論じるなかで浮かび上がったということは、この「物権は現在価値に引き直して金銭評価できるという発想」が、英米の信託の前提となる「財産権を時間軸によって区切る」という発想と齟齬していることを示唆する。すなわち、2018年判決が直面したのは、絶対的な所有権を前提にしている物権法の発想に、財産権を時間軸に区切る発想を整合させられるかという問題だったといえる。そして問題を解くひとつの手掛かりは、信託財産を金銭評価したいという衝動を抑え、信託法の有する金銭評価になじまない諸権限・諸権原・諸概念を動員することにありそうである。

---

11) 判決は、カッコ書きで「本件では、信託が有効とされた各不動産についての、遺留分減殺請求に基づく受益権割合の確認は求められていない」としている。同94頁。

12) 不動産1, 6, 9及び10について、信託財産引継を原因とする所有権移転登記手続及び信託財産引継を原因とする信託登記抹消登記手続請求は理由がないとして棄却されている。同92頁。

### 3. 「信託はひも付きの贈与である」発想

2. までの検討から、2018年判決でX・D・Yの間で実質的に1:1:4の受益権分配を実現する可能性は示唆された。Xに信託受益権の1/6を享受させるには、信託財産から得られる収益を1/6分配するだけでなく、X・D・Yの利害と中立な受託者を選任し公平義務(信託法33条)を履践させるとともに、残余権については信託財産の1/6につきXに受益者指定権(信託法89条)を与えることが考えられる。

しかし、これで問題が片付いたわけではないのは明らかである。口語的にいえば、XやYは(あるいはDも)こんな信託受益権をもらって嬉しいか、という問題が残っているからである。これは、とりもなおさず「信託はひも付きの贈与である」という発想の問題である。

本来、遺留分権者Xは、遺留分として遺産の1/6を受け取る権利を有していた。遺産の1/6を受け取るということは、これを生涯にわたって享受し、贈与、売却、抵当に入れるなど処分もでき、死亡に際して残った財産を遺贈することもでき、遺言がなければ残された財産はXの配偶者や子など相続人に承継されることを意味する。これと信託受益権の1/6、すなわち「ひも付きの贈与」を同等とみなしてよいだろうか。

同等とみなしてよいか否かの結論を急ぐ前に、ここでは、これまでの信託と遺留分を巡る学説の対立を検討してみよう。これまでの学説の対立は、おおまかに受益権説と信託財産説とに分けて整理されてきた。それぞれの説の詳細については先行研究の整理に委ね、ここでは、「財産を時間軸に沿って区切る」発想、信託財産の金銭評価に対する態度、「信託はひも付きの贈与である」発想という観点に絞って比較してみる。

受益権説は、遺留分減殺の対象を受益権とする。この考え方によれば、減殺によって受益権の帰属に変動を生じるが、設定された信託の効力に影響はない。しかし、この説の弱点は、受益権の多様性に対応しにくい点だとされる<sup>13)</sup>。信託設定時に存在しない受益者の定めがあったり、受託者に受益者の決定や信託財産分配の裁量権が与えられた信託の場合には、受益権説に基づく

---

13) 角・前掲注3) 61頁。

計算は破綻しかねない。2018年判決が、受益権説の弱点をあらわにした。信託受益者が被相続人の子3人とそのうち1人の子ら、という比較的単純な家族構成と信託組成であるにも関わらず、判決の減殺額の計算は複雑になった。すでにみたように、遺留分権者の遺留分算定にあたって、遺留分侵害者の子らの有する残余権が考慮から脱落した。遺留分制度を潜脱する意図でなされた信託設定は、公序良俗に反して無効と威勢よく判示した割には、遺留分権者の遺留分を確保できていない。しかし、これもすでにみたとおり、受益権を金銭評価するという前提を外せば、上記の通り遺留分権者に信託受益権の1/6を与えることは、少なくとも観念上は可能である。これを前提とすると、受益権説の発想の特徴は、信託の枠組みを維持することを前提に、信託受益権の遺留分割合をXに与えれば十分と考える点にある。

他方で、信託財産説は遺留分減殺の対象を信託財産とする。この説の最大の欠点は、遺留分減殺請求によって信託を破壊してしまう点だとされる<sup>14)</sup>。ここに、ひも付きの贈与たる信託受益権で遺留分を代替することを潔しとせず、信託を破壊してでも遺留分を確保すべきだと考える信託財産権説の特徴がある。

このように、受益権説と信託財産説との間の差異は、信託をできるだけ維持しようとするか信託の破壊を辞さないかにある。ただし、日本におけるこの両説の対立の議論においては、その根本に一つの共通する傾向がみられるように見受けられる。それが、信託財産が金銭評価できることを想定する点で、その結果として残余権を含め、金銭評価できない信託上の諸権利・諸権限が捨象されがちな点である。

しばしば引用される想定事例を見てみよう<sup>15)</sup>。

Sの相続人はSの子どもであるAとBだけである。Sには債務はなく、唯一の財産として定期借地権付きマンションの区分所有権を有しているとする。Sは、遺言により、Cを受託者、Aを受益者とする信託を設定した。信託の内容は、このマンションをCは第三者に賃貸し、そこからあがる収益をAに給付するというものである。定期借地権の期間は40年であり、定期借地権の期間満了

14) 角・前掲注3) 60頁。

15) 道垣内弘人「さみしがりの信託法第8回／誰が殺したクックロビン」法教339号82頁(2008)；三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学87巻1号37頁(2011)。

時に、このマンションは取り壊されることになっている。Sの死亡時点におけるこのマンションの価額は4000万円であり、Aの受益権の評価額は1600万円である。

この例題を巡る日本での議論は、金銭評価に焦点が当たるので、しばしば議論の焦点がマンションの定期借地権の価額と受益権の評価額の問題——受益権説であればBの遺留分は400万円に値切れるが、信託財産説は1000万円と高くつく——に向けられる<sup>16)</sup>。想定事例がそもそも残余権を捨象していることも、2018年判決で残余権の検討が捨象されたことと符合する。金銭評価をとりあえず棚上げすれば、1/4の遺留分を持つBは、信託受益権の1/4を取得できるだろうから、信託財産から上がる収益から定期的に1/4の配分を受けられるだろう、と考えられる。AとBがともにこの信託に不満なら、両者が合意で信託を終了しマンションの区分所有権を処分できるとよいだろうとも思われる。しかし、日本では、信託に特段の定めのない限り、委託者が死亡すると受益者の合意だけでは信託の終了できないから不都合がある。金銭評価を棚上げすれば、いかにすれば信託を維持して遺留分と共存させるか、あるいは信託法が当事者の希望と沿ったものになるかという議論に向かう可能性もあろう。

いずれにせよ、学説の究極的な対立点は、受益権説に立ってひも付きの贈与をもって遺留分に代替するとみなしてよいと考えるか、信託財産説により遺留分はひも付きの贈与では代替できないと考えるかに収斂する。そこでの問題が、特定の財産につき信託が設定されると財産の処分が制約され、受益権の総額は元の信託財産の価値よりも下がるが、その含意をどうとらえるかである。このことが「信託がひも付きの贈与である」という発想に他ならない。

この発想が遺留分との関係で提起するジレンマを正面から取り上げたのが、角教授が「信託と遺留分をめぐって」と題された論文の冒頭で提示する例題である<sup>17)</sup>。

Sの相続人はSの子どもであるA一人だけである。Sは、遺言により、Bを受託者、Aを受益者として、自分の相続財産すべてに信託を設定した。受益権

16) 沖野真己「信託法と相続法——同一存在の原則、遺言事項、遺留分」水野紀子編著『相続法の立法的課題』24頁(有斐閣2016)45頁注41)。

17) 角・前掲注3)51頁。

の内容は、Aは、40歳になるまで、毎月20万円の給付を受け、40歳になったら、元本の給付を受けるというものである。Aが18歳の時に、Sは死亡した。

相続人Aは、形式的には相続財産すべてについての信託のすべての受益権を与えられているが、40歳まで相続財産から受けられる恩恵が限定される。イギリスの判例法によれば、成人して行為能力のある単独受益者は信託を終了できるが、日本の信託法の下では信託の定めなど特段の事情のない限り無理である<sup>18)</sup>。この信託は、Aの遺留分を侵害するだろうか。

この事例では、信託による制約（ひも）が、受益者の財産権を享受する余地を著しく狭めている。しかし、すべてのひもが常に不合理かということでもないかもしれない。死期が近いと悟ったSが10歳の娘Aの将来を案じ、Aには20歳になるまでは月額20万円の給付、20歳になったら元本給付、という信託であればどうだろうか。あるいは、20歳ではなく25歳、また30歳であればどうだろうか。仮にAがSの亡くなった翌年に、19歳で亡くなったとしても、一概に不合理とは言えないかもしれない。

あるいは、Sが、収入の少ない割には金遣いの荒い57歳の息子Aの将来を案じ、Aには月額20万円の給付をするが、元本給付は老人ホームなど特定の用途のためにしか認めない、という信託であればどうだろうか。Aが信託設定の翌年に58歳で死亡しても、一概に非合理とは言えないかもしれない。

ここでは、あえてこれらの信託が遺留分を侵害するといえるか結論は出さない。しかし、以上の思考実験では、信託による制約（ひも）は受益者による財産の処分の自由を制約することから、一般的には制約の付される前の財産よりは、低い価額で評価されるものの、そこから直ちに制約（ひも）が非合理性だという結論が導かれるわけではないことが示唆される。遺留分権者に信託財産の形で遺産が残され、それが信託の制約により金銭評価としては遺留分として想定される額より小さくなったとしても、信託の条件次第では遺留分を侵害していないという評価の余地も残されているように思われる。

上の思考実験はまた、委託者が受益者の扶養というパターンナリスティックな観点から設定した信託を想定した。そこからは、信託を通じた委託者のパターンリズムをどう評価するかという問題も浮かび上がる<sup>19)</sup>。受益者がこんな信

18) Saunders v Vautier (1841) 4 Beavan 115 : 49 E.R. 282.

託はいらぬ、といった時に終了できるか。日本法はアメリカの統一信託法典などのアプローチに従い、委託者が信託を設定した目的に反する信託の変更・終了は認めていないが、2006年改正の議論では、受益者連続型信託の後続受益者らによる終了の場面はあまり想定されなかったように見受けられる<sup>20)</sup>。家族信託への関心と遺留分との相克に対する問題意識の高まりは、こうした我が国における信託法の議論でそれほど注目されなかった論点が、にわかに脚光を浴びる契機ともなり得る<sup>21)</sup>。

#### 4. 信託と遺留分の比較法

家族信託への関心の高まりは、信託と遺留分との相克を喫緊の課題に押し上げた。この点を比較法的にみても、日本の抱えている信託と遺留分の相克に正面から対峙している国は必ずしも多くない。

大陸法系の諸国は、遺留分を家族法・相続法の基礎として、また国によっては基本的人権とまで位置づけ、遺言や信託などの遺言代替手段による浸食を強く警戒する姿勢を取る<sup>22)</sup>。他方で、英米法系では遺留分を認めず、裁判所の裁量によって扶養を必要とする相続人の保護を図る国が多い<sup>23)</sup>。大陸法と英米法の影響を受けた混合法系の国々でも、ケベックや南アフリカでは遺留分を認めていない<sup>24)</sup>。

しかし混合法系の国々の中で、スコットランドとルイジアナは遺留分を維持

---

19) JOHN CHIPMAN GRAY, RESTRAINTS ON THE ALIENATION OF PROPERTY (Boston Books 2d ed. 1895) § 124o.

20) Uniform Trust Code §§ 410-412; 信託法 163-166 条。

21) John H. Langbein and Paul Matthews, 'Why the rule in *Saunders v. Vautier* is wrong', in P. G. Turner (ed), *Equity and Administration* 189 (CUP 2016).

22) Anne Röthel, 'Will-Substitutes and the Family: A Continental Perspective', in Alexandra Braun & Anne Röthel (eds), *Passing Wealth on Death: Will-Substitutes in Comparative Perspective* (2016) 303, 305.

23) Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975 (England and Wales); Property (Relationships) Act 1976 (New Zealand).

24) Alexandra Popovici & Lionel Smith, 'Freedom of Testation and Family Claims in Canada', in Kenneth G C Reid, Marius J. de Waal, and Reinhard Zimmermann (eds), *Comparative Succession Law: vol III* (Oxford University Press, forthcoming 2019); Marius J. de Waal, 'Trust law', in Jan M. Smits (ed), *Elgar Encyclopaedia of Comparative Law* 755 (Elgar Pub. 2006).

しつつ信託を認めている。しかし両国の遺留分は、信託との関係で一定の変容を遂げている。スコットランドには、「リーガル・ライト legal right」とよばれる遺留分の制度により、被相続人の配偶者及び同性パートナー及び直系卑属に対し、一定の相続分を保障している<sup>25)</sup>。しかし、歴史的事情により、この制度による保護の対象は動産に限定され、財産保有者は保有財産を不動産に買い替えさえすれば遺留分の制約を容易に免れることができる。このためスコットランドにおける遺留分の保護は限定的で、欠陥を伴うと批判する論者さえいるが、近年の改革の試みは世論の合意が成立せず実現には至っていない<sup>26)</sup>。ルイジアナにも遺留分の制度があるが、保護の対象は被相続人の子に限られ、配偶者の保護は夫婦共有財産制に委ねられている<sup>27)</sup>。保護の対象となる子についても、被相続人の23歳以下の子及び恒久的に能力を失った子に限定されている<sup>28)</sup>。この最後の限定は1989年改正によって導入されたもので、これは遺留分の正当化理由を相続人のうちで弱い立場にいる者の保護に絞ったものと理解されている<sup>29)</sup>。

この点で、アメリカはコモン・ローの法域でありながら、撤回可能信託など遺言代替の利用が広がる中で、被相続人の配偶者の保護を拡充してきた<sup>30)</sup>。今日アメリカの多くの州では、信託その他の遺言代替手段によって財産が移転された場合に、当該財産を配偶者の相続分の計算との関係では遺産に含めることを認める制度 (elective share) が導入されている<sup>31)</sup>。

いずれの国においても、遺留分権者の範囲や対象となる財産も異なり、我が

25) Scottish Government, *Consultation on the Law of Succession* (June 2015) 21-32; Scottish Law Commission, *Report on Succession* (Scot Law Com No 215, 2009) 31-65.

26) Scottish Government, *Consultation on the Law of Succession* 4-5 (February 2019); Kenneth G C Reid, Testamentary Formalities in Scotland, in Kenneth G C Reid, et al (eds), *Testamentary Formalities* (OUP 2011) 404, 405.

27) Ronald J Scalise Jr, 'Inheritance and the Surviving Spouse', in Vernon Valentine Palmer & Elspeth Christie Reid (eds), *Mixed Jurisdictions Compared: Private Law in Louisiana and Scotland* 104, 121-121 (2009).

28) Louisiana Civil Code art 1493 A.

29) Katherine Shaw Spaht, et al, 'The New Forced Heirship Legislation: A Regrettable "Revolution"' (1990) 50 Louisiana L Rev 409, 417.

30) Thomas P Gallanis, 'Will-Substitutes: A US Perspective', in Braun (ed) (n 22) 9, 21-22.

31) Sullivan v. Burkin, 460 N.E.2d 572 (Mass. 1984), prospectively overruling Kerwin v. Donaghy, 59 N.E. 2d 299, 306 (Mass. 1945); Uniform Probate Code § 2-202, as revised in 1969, 1990 and 2008.

国にそのまま引き写すことはできない。しかし、遺留分制度の存在意義や信託との折り合いのつけ方をはじめ、様々な思考実験の素材を提供している。これらの素材をもってすれば、遺留分について、これをどこまで家族・相続秩序の中核要素として重視するか、相続人の扶養を中心に限定的に捉えることが可能か、他の考慮要素といかにバランスするか、といった検討の端緒も見いだせる可能性がある。

## 5. 相克へのアプローチ

本稿は、信託と遺留分の相克は解けないか、という問いかけで始めたが、これに対してイエスともノーとも明確な回答は示していない。2018年判決について、あるべき結論が何かについても、回答を留保している。特定の財産について信託を設定した場合に、金銭評価としてはその価値は一般に減少するが、これを遺留分との関係で否定的に評価すべきかについても、一義的な回答を避けている。むしろ、これら具体的な問題に性急な解決を求めるのではなく、これらの問題に対応する知的インフラを整備することが、迂遠なようで相克の解決へアプローチする近道ではないか、というのが本稿の立場である。

ここでいう知的インフラとは、例えば、本稿で取り上げた「財産権を時間軸によって区切る」発想や「信託はひも付きの贈与である」という発想を、我が国のこれまでの物権や相続における法的思考と整合的に接続させることを指す。こうしたインフラが整えば、遺留分を考慮しない信託、まして遺留分を潜脱する目的で設定された信託は、自重で崩壊するようにも思われる（「遺留分権者や遺留分権侵害者はそんな受益権をもらって嬉しいか」）。その自壊を可能にするためにも、裁判所による信託受託者の監督、受益者の同意による信託終了の法理、受益者指名権の活用といった、より具体的な信託法インフラについての検討も必要になる。

知的インフラの整備は容易ではない。遺留分権者と遺留分権侵害者とが受益者である信託の受託者がどのような義務を負い、権限を行使できるか、また裁判所がこれをどのように監督できるかといった問いは、比較法的にみても容易に答えは見当たらない。今後の判例の試行錯誤と積み重ねとともに、立法論も含めた議論を高めてゆく必要がある。

## 6. 結 語

英米で、大陸法の所有権に相当する絶対的不動産権（fee simple absolute）を移転するには、「to A and his heirs（A 及びその相続人へ）」という文言を用いる。中世イングランドで信託に先立つユースを設定する際には、「to A and his heirs to the use of B and his heirs（B 及び相続人のユースのために A 及び相続人へ）」という文言が用いられた。本稿で立ち戻ろうとした「財産権を時間軸によって区切る」発想は、財産権移転でいえば特に「and his heirs（及びその相続人へ）」の文言に対応する。また「信託はひも付きの贈与である」という発想はユースにおける「to the use of B and his heirs（B 及び相続人のユースのために）」の文言に対応する。英米は遺留分を知らないが、信託と遺留分の相克を解くには、英米の物権法の原点に立ち戻るのが迂遠なようで近道だと思われる。

本稿は、信託法の側から信託と遺留分の相克にアプローチを試みた。遺留分の側でも、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法 33 号）や民法改正による遺留分制度の見直し（平成 30 年法 72 号）など立法が相次いでいる。信託法と遺留分の規律の両面で原点に立ち戻った再検討の機が熟しているのであれば<sup>32)</sup>、両者の相克が解ける可能性も見えてくるかもしれない。

〔追記〕 本稿は、「信託と遺留分の相克」というテーマが角紀代恵教授の「信託と遺留分を巡って」と題された論文からインスピレーションを受けていることに始まり、角先生の学問的思索からの示唆に多くを負っています。先生から個人的に受けた学恩と立教大学法学部における教育研究上の多大なるご貢献に対し、深く感謝申し上げます。

\* 本校は JSPS 科研費 19H01408 及び 15KK0100 の助成を受けた研究成果の一部である。

32) 西希代子「遺留分制度の再検討(1)」法学協会雑誌 123 巻 9 号 1703 頁, 1705-12 頁 (2006) 参照。